

要安全確認計画記載建築物(沿道建築物)の耐震診断の結果の報告命令

令和3年3月30日公表

令和4年12月1日更新

名古屋市

建築物の耐震改修の促進に関する法律第8条第2項の規定に基づき、耐震診断の結果の報告をしていない要安全確認計画記載建築物(沿道建築物)の所有者に対して行った報告命令の内容を公表します。

No.	耐震診断義務付け 路線名	所有者名	建築物の名称	建築物の位置	建築物の用途※1	命令した 年月日	命令の内容	除却等の予定※2		備考
								内容	実施時期	
1	国道1号	中駒産業株式会社 代表取締役 中島寛	中駒コーポ富田	中川区 水里二丁目 337番地	居宅	令和2年 9月1日	令和3年12月28日までに 耐震診断結果の報告を行うこと			
2	国道19号	中駒産業株式会社 代表取締役 中島寛	桜通大津KTビル	中区 丸の内三丁目 20番22号	事務所、店舗、 倉庫、駐車場	令和2年 9月1日	令和3年12月28日までに 耐震診断結果の報告を行うこと			
3	国道41号	岡部三枝子	岡部ビル	東区 白壁二丁目 11番8号	店舗、 共同住宅	令和2年 9月1日	令和3年12月28日までに 耐震診断結果の報告を行うこと	除却	未定	
7	(主)堀田高岳線	中駒産業株式会社 代表取締役 中島寛	ネクストステージ	瑞穂区 二野町 3番34号	荷扱場、事務所、 倉庫	令和2年 9月1日	令和3年12月28日までに 耐震診断結果の報告を行うこと			

※1 建築物の用途については、登記されている用途を記載している。

※2 除却等の予定は、建物所有者へのヒアリング結果による。